様式第３号その３（第３条関係）

屋外広告物安全点検報告書（建植広告物）

　　年　　　月　　　日

和泉市長　あて

報　告　者　　　住　所

（広告物の所有者等） 氏　名

 電　話

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

大阪府屋外広告物条例第16条の２の点検の結果は、下記のとおりです。

１　広告物等の概要

(1) 表示又は設置の場所　　　和泉市

(2) 設置年月日　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

(3) 前回許可日　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

(4) 前回許可番号　　　和泉市屋広第　　　　　　－　　　　号

２　点検結果

|  |  |
| --- | --- |
| 点検日 | 　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |

注）・点検日は、許可の申請前３か月以内とする。

・「建植広告物」とは、地上に建てられた広告物をいう。

・形状により「野立て看板」と判断される建植広告物の点検は、「串刺式」、「盤上式」、「ポール袖式」に係る点検

項目を除く全ての点検項目について実施

　 ・形状により「ポール看板」等と判断される建植広告物の点検は、「アンカー」、「本体接合部」に係る点検項目を

除く全ての点検項目について実施

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区 分（点 検 箇 所） | 点検項目 | 異常 | 特記事項 |
| 基礎部分・根巻き | ひび、盛り上がり変形 | 有 | 無 |  |
| 支柱 | 錆び、腐食、劣化、変形、傾き、内部の水の溜り | 有 | 無 |  |
| アンカー | 錆び、腐食、劣化、ぐらつき | 有 | 無 |  |
| 本体接合部 | 錆び、腐食、劣化、変形ボルト、ナット等の緩み、錆び、腐食、劣化、欠落 | 有 | 無 |  |
| 串刺式 | ポール首回り | 錆び、腐食、劣化、変形 | 有 | 無 |  |
| 貫通ボルト | 緩み、錆び、腐食、劣化、欠落　 | 有 | 無 |  |
| 水処理装置 | 水抜き穴やコーキングの劣化 | 有 | 無 |  |
| 盤上式 | 剛性の状況 | 外圧による変形、ねじれや傾き | 有 | 無 |  |
| 接合部ボルト | 緩み、錆び、腐食、劣化、欠落 | 有 | 無 |  |
| 水処理装置 | 水抜き穴やコーキングの劣化 | 有 | 無 |  |
| ポール袖式 | ブラケット | 錆び、腐食、劣化、変形 | 有 | 無 |  |
| ブラケットカバー | ビスの緩み、欠落、水抜き穴・コーキングの劣化 | 有 | 無 |  |
| 内部鉄骨 | 錆び、腐食、劣化、変形、接合部の緩み、欠落 | 有 | 無 |  |
| フレーム | 板金の錆び、腐食、劣化、変形ビスの緩み、錆び、腐食、劣化、欠落 | 有 | 無 |  |
| 排水機能、通気の状況 | 有 | 無 |  |
| フレーム枠（押さえ） | 錆び、腐食、劣化、変形ビスの緩み、錆び、腐食、劣化、欠落 | 有 | 無 |  |
| 表示面板 | 錆び、腐食、劣化、変形、破損 | 有 | 無 |  |
| 電材 | 機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線分電盤、タイマー等の動作状況 | 有 | 無 |  |
| 電材突き出し部材 | 取り付け部の錆び、ぐらつき、変形、ビスの緩み | 有 | 無 |  |
| 附属部材 | 鳥よけ具の破損、変形、その他附属品の劣化等 | 有 | 無 |  |

上記の点検結果は、事実に相違ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理者　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　 点検者　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 資格名称

◇「報告者」について

　点検の義務は、大阪府屋外広告物条例第１６条の２の規定により、広告物の所有者等に課せられています。報告者となる「広告物の所有者等」とは、所有者又は占有者を指します。

◇「点検者」について

　屋外広告物の点検は、大阪府屋外広告物条例第１６条の２及び同条例施行規則第３条の２の規定により、以下の者により行うこととなっています。

* 国土交通省告示による屋外広告士
* 電気工事士法による特殊電気工事資格者のうち、ネオン工事に係る資格取得者
* 広告物の点検に関する技能講習(＊)の修了者

＊屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施するものです。開催日や受講資格など、一般社団法人　日本屋外広告業団体連合会のホームページでご確認ください。

資格名の欄には、資格と登録番号、証書番号等を記入してください。

　また、資格証書または修了証等を添付してください。

◇その他

・この報告書は、原則広告物１基につき１枚の作成となっています。どの広告物の報告書であるか不明となる恐れがある場合には、枠外に記号等をご記入ください。

・この報告書は、「屋上広告物用」、「壁面広告板用」、「建植広告物用」、「突出広告板用」の４種類があります。広告物又は掲出物件の構造により、該当する様式を使用した時に点検項目が合致しない部分が多い場合には、この４種類の中の別の様式を使用することもできます。